

〔座談会〕

慶應義塾大学における法曹リカレント教育をめぐって

日弁連モニター・弁護士

日弁連モニター・弁護士

日弁連モニター・弁護士

慶應義塾大学法科大学院教授

澤井 裕

鈴木 みなみ

楠部 亮太

佐藤 英明 〈司会〉

司会(佐藤) 今日は、日本弁護士連合会(日弁連)から派遣されたモニターとして慶應義塾大学法科大学院の法曹リカレント教育の試行に関わってくださった弁護士の先生方3名においでいただきまして、お話をうかがうこととなりました。

1. 法科大学院の授業に参加して

◆参加の経緯

司会 まず、先生方がこのプログラムに参加された経緯をお話してください。

楠部 私は、日弁連で活動されている先生から、お話をいただきまして、参加することになりました。弁護士を開業して10年経つくらいのころだったので、もう一回勉強してもいいかなというのもあって引き受けた次第です。

司会 「経済法」で「リサーチペーパー有り」という内容だったのですね。

楠部 それしかないような雰囲気でしたよね(笑)。事情がよく分からないままお受けしたので、最近になって、本当に大丈夫か、戦々恐々としているところですけど。

(一同 笑)

鈴木 私は司法試験の選択科目が倒産法だったんですが、そのあと労働法専門の事務

1. 法科大学院の授業に参加して

◆参加の経緯

◆レベルの高い授業

◆弁護士の研修との違い

◆実務家だから分かること

◆必要性和時間との衡量

2. 来年度からの新教育プログラムについて

◆厳しい単位認定の必要性

◆レポートによる単位認定

◆修了認証に必要な期間

◆積み上げ方式のプログラム

3. 法科大学院で学ぶ難しさ

◆授業の時間帯

◆所属事務所との関係

◆費用対効果

4. 教育プログラムをどうアピールするか

◆仕事に結びつく要素

◆委員会活動との連携

5. 今後の発展可能性は

◆リサーチペーパーへの興味

◆法曹以外との交流

所に入って四苦八苦しまして、改めて体系的に学びたいなと思っていたところにお話をいただいたという経緯があります。もともとお話をいただく1ヵ月くらい前に慶應のロースクールが実務家向けに講座を開くというのはなんとなく聞いていて、それ自体興味があったところでもありました。

澤井 私は事務所のボスからお話をいただきました。多様な選択科目がありましたが、租税法の専門家のボスの事務所に務めている関係から、租税法の学習が最優先事項で



澤井裕（さわい・ひろし）氏
租税法科目のモニターとして参加。
司法修習 65 期（弁護士としての経験年数約 2 年）。
慶應義塾大学法科大学院修了。
租税法の分野を専門としつつ、一般民事、第三者委員会補助
業務、刑事事件など多岐に関わる事務所に所属。

あると考え、「もちろん租税法でお願いします。」という話をしました。

以前、独学で租税法の勉強をした経験はあったのですが、やはり独学だけではなかなか理解が進まないのが、法科大学院で先生のお話を聞いて勉強した方がもっと伸びるだろうと思って応募させていただきました。

司会 ところで、先生方には慶應義塾大学法科大学院の授業に参加していただいて丸一学期と半分、つまり、全体の 4 分の 3 が終わったところですが、参加してどういう感想をお持ちになりましたか。また、モニターを引き受けてくださったときに、期待とか、「こんなもんだらう。」という想定とかがあったと思うんですが、そのあたりを合わせておうかがいできますか。

◆レベルの高い授業

澤井 率直に言って、授業に参加してまず一番感じたことは、租税法の授業のレベルが高いな、ということでした。租税法の内容自体が難しいというのもあるかと思いますが、判例と理論の整合性の言及内容については、レベルの高さを感じます。ただ、予習・復習をちゃんとやれば、それなりに自分の中に吸収していける、というのが今の実感です。

司会 授業には、実務で扱うようなことはよく出てくるんですか。

澤井 あまりありませんね。事件で調べることは細かい争点に関することが多いので、実務では扱ったことがない事項が大半かなというのが実感ですね。

司会 澤井先生は法科大学院のご出身で



鈴木みなみ（すずき・みなみ）氏
労働法科目のモニターとして参加。
司法修習 64 期（弁護士としての経験年数約 3 年）。
東京大学法科大学院修了。
労働法が半分、残りは一般の企業法務、一般民事、刑事事件
などを扱う事務所所属。



楠部亮太（なんぶ・りょうた）氏
経済法科目のモニターとして参加。
司法修習 58 期（弁護士としての経験年数約 10 年）
一般の個人、中小企業のクライアントが多く、倒産事件や刑
事事件などにも広く関わる。

すが、楠部先生は法科大学院とは関係なしに過ごされていたわけですね。

楠部 経済法の分野の事件を担当したことはあるのですが、集中して基礎から勉強した分野ではなかったもので、分からなくても当然かな、という意味の楽観さは少しあったかと思えますね。授業に行ってみると、春学期は基礎的なことを扱ったので、想定していたよりは楽でした。授業に出る前は、先端的な話や、専門的な話のみがあるのかと思っていたのですが、非常に基本的なところから勉強できたので、そういう意味では良かったなど。

司会 基本的すぎて、退屈されるということはありませんか。

楠部 退屈はしなかったですね。

鈴木 私も最初に思ったのが、レベルの高さです。それは授業の内容もそうです

し、学生の質や意識の高さにも驚きました。春学期は講義と演習だったんですけど、講義は森戸先生の授業が非常に分かりやすいし、レジュメというか、パワーポイントも非常にしっかりしていたので、まったく飽きずに聞くことができました。たとえば、弁護士会の研修とかだと、まあ若干飽きてしまったり、仕事をしながら片手間に聞いているみたいなことも多くあるんですけど、授業は全然そういう感じはありません。むしろ、こっちがちよっと油断をしていると学生からたくさん質問が飛んでくるくらいでしたので、非常に緊張感を持って授業にのぞむことができました。

◆弁護士会の研修との違い

司会 今、おっしゃったように、法科大学院の授業は弁護士会の研修に比べると面白い、と言われることがあるのですが、このふたつはどういうところが違うのでしょうか。

鈴木 やはり双方向だからじゃないですかね。法科大学院の授業だと質問されて、答えなければなりませんよね。弁護士会の研修って基本的に講師の人がしゃべっているだけなので、自分の聞きたいところだけをつまみ食いして聞いてしまえばいいようなところもあるんですけど、授業の方は、いつどういう質問が飛んでくるか分かりませんから。実際、私はある程度実務をやっているという前提なので、すごく高度な質問が飛んでくるんですよ。そういうことがあって、いつもド

キドキしながら授業を受けていました。

楠部 弁護士会の研修は、「テーマ」ごとというか、特定の場面を前提としている場合が多いと思います。即戦力的ではありませんが、基本的なところを時間をかけて行なう研修はあまりないと思います。その点、知的な面白さという面では今回、出席した授業は面白かったと思います。また、法律の基本的な仕組み、さらには、その基礎にある基本的な考え方が分かると、全体が分かりやすいということもあります。

澤井 私も楠部先生と同感で、理論的な一貫性についての言及がしっかりしているという点が法科大学院の授業と弁護士会の研修との違いだと思います。授業を聞いて、「この内容とこの内容が繋がっているんだ。」とパズルが解けた瞬間がある点に、法科大学院の授業の特色があると思っています。

司会 法科大学院の授業は、ひとつの科目で全体像をうまくつかませるように努力をして授業を作っているところが、普通の研修とは違うのかも知れませんね。

◆実務家だから分かること

鈴木 私は法科大学院で労働法の授業も受けていたのですが、実務に出てつまずいたり悩んだりして、そういう経験の上で改めて基礎を学ぶとやはり全然感じ方や理解が違いますよね。

司会 学生のときに労働法の授業を受けたのと、違うということですね。

鈴木 そうですね、全然違うと思います。

当時の授業をいま受けても全然違う感想を持つと思いますけど。

楠部 法科大学院の授業というのは、それまでである分野の事件をそれなりに担当していて、一定程度その分野の事件処理が分かっている人に意味があると思います。本来は基礎的な知識を先に学ぶべきと思いますが、反面、事件を経験している方が、基礎が大事だということがよく分かります。

澤井 実際は、依頼が来たからそこを勉強するということが多くて、結局、理論的なところは分からないままということが多々あります。だから、たとえば家族法とかは、実務経験があるが体系的な学習をあまりしてこなかった弁護士に、かなりニーズがあると思うんですね。

司会 弁護士の先生に民法のニーズがあるというのは、少し……

鈴木 いや、実務をやっていて一番難しいのは民法です。特別法で解決できる問題というのは、特別法に細かい規定があるのでその解釈で済むんですけど、民法とか憲法とか、そこでしか解決できない問題にぶちあたると難しくて。もちろん、民法は、司法試験までに一通り勉強しているんですけど、今聞くと絶対違うと思うんですね。民法、会社法は改めて聞きたいですね。

司会 実務をやるのに基礎知識は必要だが、その本当の必要性は実務の経験がないと分からない、ということですね。

一同 そうですね。相当ジレンマがありますよね。

楠部 秋学期から授業がゼミ形式になって、この事実がどの要件に該当するかとか、いくつかそんな質問をされていて自分でも気が付いたのですが、質問するときも、書面で書くときどう書こうかなという視点を持っています。基本が分かってくるから、書面を想定すると、きれいに整理できるなというのが、今回授業に参加して面白かったところですね。逆に、基本をしっかりと学んだことがない分野だと、目の前の必要から事件に必要な文献や判例を必死に調べて書面を書くのですが、この要件立てで本当にいいのか、不安になることがあります。そこで、基本にさかのぼって勉強すると、実は、そんなに難しい話でもなかったことが分かるわけです。

司会 難しい話ではなかったことが分かっていうのが面白いですよ。

楠部 そうですね、事件では最終的な法理論は裁判所が判断します。しかし、裁判所にここが争点だということを知ってもらうために書面で説得的な要件立てをすることは必須なので、基本にさかのぼって勉強することは有用と思います。

司会 授業を聞いておられる弁護士の先生方の方で、私たち教員がしゃべっていることを、使える、使えないという形で判断する引出がちゃんとできているということなんですね。非常に面白いと思います。そういう聞き方は、学生たちはしませんから。法科大学院の学生は、授業の内容を全部理解して、全部覚えていくという感じですね。

◆必要性と時間との衡量

司会 ところで、いまさら大学に行って、何かを習うということには、抵抗がありませんか。

澤井 習うこと自体ではなく、習ったことが本当に実務に活きるのか、という点でためらう人はいると思います。法科大学院に来て学ぶことが実務に活きるかどうか分からないなと思うと、行かないという選択肢をとる方が多いと思います。

司会 弁護士会の研修に比べると理論的だという点は、逆にいうと、即効性はないという評価もできるわけですよ。

鈴木 長い期間、時間をとられることに見合う価値があるのか、ですね。

楠部 事務所が、その専門的なジャンルを相当やっているというところであれば学ぶ価値は高いと思うのですが、専門的なことを学んだほうがいいけど、そんなにその分野の事件がたくさんあるわけでもないとなると、必要性と時間とを天秤にかけることになる気がします。

2. 来年度からの新教育プログラムについて

司会 今回の試行プログラムでは、先生方には大きく2グループに分かれていただいて、リサーチペーパーを書いていただく先生4名と、そうでない先生5名をお願いしました。そういうプログラムを走らせてみると、やはり「体系的に〇〇法を学んで

いただく部分」と、「それよりも専門的でリサーチペーパーを書く部分」というのは分けてプログラム化したほうがいだろうということが分かってきました。日弁連との協議の中でも、基礎的なものと専門的・上級のもの両方が欲しいというお話もありました。

そこで、来年度から「租税法ⅠⅡⅢ」とか「労働法ⅠⅡⅢ」とかを全部で6単位受けて基礎的から学んでいただく「専修プログラム」と、その後で演習などに出たいてリサーチペーパーを書く「専門プログラム」の2段階のプログラムを考えています。

さらに、この法科大学院である分野を勉強したことに対して、慶応義塾の認証を出そうという計画を立てています。学位とは違いますが、「この弁護士はここでリサーチペーパーを書いて研究をした」ことを認証するわけです。日弁連との協議では、医師について存在する専門医の認定みたいなことの、その一番基礎となるようなことを法科大学院が始めるというイメージでした。そうすることで、弁護士の先生方にある種の利益があるというか、「こういう専門を持っています」ということを外にアピールできるようなシステムを作ろうとしています。

今年のご経験からいうと、こういうプログラムはどのように評価されますか。

◆厳しい単位認定の必要性

澤井 私は今回リサーチペーパーを書かないほうのプログラムに参加しましたが、リ

サーチペーパーを書かなくても、何らかの形でアウトプットする機会が必要だと思います。やはり、ただ授業を受けているだけだと自分が本当に分かっているのか確認ができないからです。したがって、リサーチペーパーを書かないプログラムだとしても、何かのペーパーを書く機会を設けることが必要だと思います。業務の時間とのやり練りが厳しくなることは承知の上での発言ですが。

司会 その点については、こういうプログラムで期末試験が必要かどうか、という一大論点がありますね。

楠部 試験があるから、授業を受けるような気がします。まあでも、前は、すっかり試験用の書き方とか忘れてしまって時間切れになって悲しい答案になってしまいましたけど。

司会 かつてきっちり司法試験をとおられるわけですけど、この場面でもう一回試験を受けるという、何か感覚が違うんですね。

鈴木 というか、実務の書面の書き方と試験用の書き方がまったく違うんです。

司会 今年度の経験に照らすと、弁護士といえども、期末試験を受けずに復習だけをしていけば大丈夫とは言いにくい、と感じた教員がいることは事実です。たしかに、何かの「締め」がないとまずいんだろうと思います。ただ、それが90分の試験という形でないといけないのかというと、また違うのかも知れませんね。

鈴木 教育プログラムを受けた人に、「修了認証」をするのであれば、ただ授業を



受けたというだけではしづらいでしょうし、それだと制度がよくない。

澤井 制度の信頼性が落ちますよね。

鈴木 試験か何かがあるほうがインテンシブに勉強しますよね。

澤井 そう思います。

司会 このところは、日弁連からも非常に強く、「認定は厳しくしてください」と言われるわけです。それはそうなのですが、実際に参加する方にとっては、いざ試験ということになると大変ですよ。

一同 いやあ、大変です。

◆レポートによる単位認定

楠部 考え方ですが、試験はそこで終わるから、時間がとられないですよ。

司会 でも、試験の代わりにレポートを書くとなると、たくさん書かないといけなような気持ちになることってありませんか。

楠部 どっちがいいかというとなかなか難しいですね。

澤井 レポートか試験かというのは一長一短あるので、どちらか選べるという制度設計もありなのかなと、個人的には思

います。

司会 もし、選択ということになったら、楠部先生はどちらを選びますか。

楠部 どっちですかね（笑）。難しいな。レポートをとると思いますけど、相当時間をとられそうですね。

◆修了認定に必要な期間

司会 鈴木先生はどうですか、こういう2段階のプログラムというのは。

鈴木 これって、全部やるには2年以上かかるということですよ。そうなりとちょっと難しいというか……専門プログラムだとリサーチペーパーを書くので、ある程度知識があるのが前提なんですけど、リサーチペーパーを書きながら基礎的な科目の授業も受けることはできないんですか。

司会 できなくはないですが、相当に厳しいのではないのでしょうか。基礎的な授業を受ける必要があるという程度の知識でその分野のリサーチペーパーを半年ほどで仕上げるとなると、それはいかに弁護士の先生でも難しいんじゃないかと思うんです。その上、そのプランだと、週に何日も大学に通う必要があります。

鈴木 そうですね、辛い辛いですけど2年間また通うのかというのは…

澤井 2年間、仕事の合間に通うというのは難しいですね、分かります。

◆積み上げ方式のプログラム

楠部 私の身勝手な要望としては段階をふめればありがたいかなと。たとえば経

済法も最初の 1 科目だけでいい、その上で次の年にもう 1 科目とるとか、一気にとらなくても 1 個 1 個やってもいいですよと、そうすれば時間を見つけてやるかなど。

司会 専修というプログラムは、まさにそうなんです。「週に 1 回来てください、3 学期で完結します」というプログラムです。

楠部 1 年半というのはたとえば半年受けて、2 年後くらいに半年受けるというのは可能なんでしょうか。

司会 それは可能だと思っています、私は。ただご本人が辛いのかなど。たとえば「租税法Ⅰ」が終わって 1 年経って「租税法Ⅱ」を受けにくると、半分忘れていきますよね、普通に考えて。

楠部 そこで挫折する方が多いでしょうね。

鈴木 そうでしょうね。

3. 法科大学院で学ぶ難しさ

司会 お話が、だんだんと「法科大学院で勉強するのは難しい」という方に向かっていますので、ここで、法科大学院の授業に参加することの難しさについておうかがいしましょう。

法科大学院の授業が弁護士の先生方に有益だとしても、なかなか、多くの方にすぐに来ていただけるわけでもないというのが実情です。予定が立ちにくいなど、色々と理由があると思いますが、授業に

参加するのに問題となるのは、やはり忙しさですか。

◆授業の時間帯

楠部 忙しさもそうですけど、時間帯の方が問題でしょう。

鈴木 そうですね、オフィスアワーはちょっと抜けるのが難しいですよ、

司会 今のご発言は、朝早くか、夕方または夜だと出席しやすい、というご指摘ですね。鈴木先生が出席された森戸先生の授業は、たしか 5 時限目でしたか。

鈴木 現在の秋学期は 5 時限目で、春学期は、5 時限目と 6 時限目でした。

澤井 3 時限目は辛いですね、オフィスアワーですから、授業の 1 時間半と合わせて往復で 2 時間半という時間がすべてつぶれてしまい、なかなかやりくりが難しいというのが実感です。

楠部 私は 4 時限目で、授業が 2 時 45 分から 16 時 15 分ですから、2 時から 5 時までかかるという感じです。

司会 これは大きな問題ですね。朝はどうですか。

楠部 朝はいいと思いますけど、朝イチだと、事務所から大学までの移動時間を考えなくてすみすから、その人がヤル気になっているのであれば朝が一番良いと思います。

澤井 弁護士にとっては、1 時限目の時間帯というのは、仕事前という感覚が強いですね。朝、起きることができれば、という点はありますけど（笑）。

◆所属事務所との関係

鈴木 自分の所属する事務所に対する問題もありますね。若手はやはり上に雇われている人が圧倒的に多いので、「何でお前は事務所にいないんだ」という心理的圧迫があるんですよ。自分の好き勝手なことをして、事務所にいないし事務所の仕事をしていないしという中で、自分だけの勉強を何年もやっているという状態が上にどう評価されるのかというのが、不安は不安です。

司会 週に1コマくらいなら、というのはやはり甘いですかね。

鈴木 オフィスアワーに1日いないという状態なわけで、それでたとえば案件の対応が遅れた場合とか、上からどういうふうに評価されるのかなというのはちょっと不安ですね。

澤井 難しいですよ。週に1回くるのも大変だと思いますし、事務所の理解も必要になると思います。ただ、それは我々がやっている委員会活動と性質は同じだと思います。事務所の理解というものは、結局、その事務所のスタンスに起因していることだと思うので、このプログラムだから難しいということではなくて、自分が務めている事務所が、慶應で学ぶことについてどう思うか、そこに尽きるのかなと思いますね。

司会 弁護士会の委員会活動をなさっている間も、事務所にいない時間になるわけですね。今年の話に限って言うと、弁護士会活動で来ていただいているわけですが、そ

の点はいかがでしょうか。

鈴木 今回は日弁連のモニターとして日弁連の仕事として来ているので、また、私は自分のボスから話があったという事情もありますし、そういう意味で理解してもらっているということはあるですね。弁護士会や日弁連の推薦枠みたいなのを一定程度残していただければ、そういうのがあるほうが行きやすいという人は一定数いると思うので、ぜひ、一度検討していただければよいと思います。大義名分があるかどうかは重要なので、完全に個人の趣味として行っているのではなくて、弁護士会の仕事ですとか、日弁連の仕事ですと言えばまだ理解してくれるところが多いということですね。

澤井 それはそう思います。

◆費用対効果

司会 費用の点は、いかがでしょうか。たとえば「専修プログラム」だと、1年半で36万円の費用がかかります。1年間の専門プログラムは少し安くて26万8000円という値段になる予定です。仮に、1年間では書けなくて、次の学期にリサーチペーパーを書くともた7~8万円かかると思います。こういう金額をどのように受け止められますか。

澤井 率直に言って厳しいですね。やはり、費用対効果の面です。26万8000円を使って、それが実務にどのように生きるんだということを、自分も納得し、場合によっては、家庭を説得する必要もあると思います。先ほど出ていた法科大学院の「認

証」というのがブランド化し、こういうブランドが得られるから 26 万円払える、というつながりができてこない、若手にとっては厳しい価格だと思います。

鈴木 あとはたとえば、授業を受けた後にロースクールの補助をするティーチング・アシスタントみたいなのをすることで一部免除してもらおうとかはできないんですか。たぶん模擬裁判の授業があると思うので、証人役をやるとか、ちょっとお手伝いをするとか、そういうことで費用を免除してもらおうと助かるなという感じがします。

司会 制度の組み方としてなるほどな、という気がしました。

楠部先生いかがですか。10 年目ということ。

楠部 高いなと思いますが、費用対効果を考えると仕事にどうつながるかということに行き着くと思います。なんらかの形で仕事につながれば良いと思うのですが、この専門が認証されたから仕事ができるというのは限られているような気がします。基本的に弁護士はみなさんその人なりの信頼で仕事をとってくるケースが多くて、プラスアルファで専門認証があるといいなということではないかと思います。それに 36 万円払うかの判断で、収入になる形で仕事に結びつくかなと考えると、ちょっと躊躇するかなあという気がします。

あとはどういう形で仕事につながるかで、直接お金が入ってこなくてもいいわけで、これを受けることによってどういう人脈ができるかとか、そういうのもいいと思います。そういうプラスアルファの効果

が出てきて、この形でたとえば 5 年くらいで回収できるな、というめどがたてば、受けるのかなあという気はします。

4. 教育プログラムをどうアピールするか

司会 はじめの方で楠部先生や澤井先生がおっしゃったことに近いと思いますが、日弁連との協議の中で出てきた言葉で「鉄火場の勉強」という言葉があったんですね。事件が来たら、とにかくその事件に対応しないといけないからって、ある法分野の、その事件で問題となっている点だけを勉強するというのが弁護士の勉強の仕方だと、説明を受けました。たしかに、そういう勉強方法と私たちが提供しているプログラムは違いますね。そうすると、我々はどういうふうにアピールしていけばいいのでしょうか。「即効性はないけど長期的に見れば必ず役に立ちます」「基礎から応用まで幅広く提供するプログラムが先生方の役に立ちます」、という点をうまく訴えるのに、良い考えはありませんか。

◆仕事に結びつく要素

楠部 ターゲットが重要です。たとえば、特定の分野を引き受けることが多い事務所は、実際に事件を受けたときに、問題になる論点だけでなく、論点と論点とをつなぐ途中の部分が分からないことに対するいらだちを感じるものが

多いのではないかと思います。そういう人たちには、専門的な分野を基本から学びましょうというのが有益だと思えます。

ただ、色々な分野を雑多にやっているという場合に、そういう訴えかけがどこまで届くかという、なかなか難しいと思います。弁護士会の研修だと、たとえば労働法の研修を受ければ、「労働法の法律相談を受けられる」というように、何となく利益が見えます。法科大学院の授業についても、「認証をとるとこれができる」というのを見えやすくするためにどうするのか、という問題があると思えますね。

司会 我々としては、先ほど申し上げましたように、この法科大学院で勉強したことに対してプログラムの「修了認証」を出そうと考えていて、その認証があれば、弁護士の先生が専門性を外にアピールできます。この「修了認証」についての社会的認識というか、認知度が上がっていけば、いまおっしゃった点も少し変わるのかなと思います。

楠部 弁護士の感覚から言うと、大学からの認証があるということですのですぐにお客さんから仕事を受けられるのか、というのがあると思います。だから、「この認証をとれば弁護士会の中で専門分野の認定がとれて、専門的な法律相談に入ってもいいですよとなる」とか、東京弁護士会には弁護士紹介制度というものがありますので、「この認証をとった人は専門弁護士として認定して弁護士会から紹介する

というのも可能ですよ」とか、そういうふうにつながっていくと非常に見えやすくなっていくのかなと思います。

◆委員会活動との連携

鈴木 ほかに、弁護士会ごとにある、租税法とか労働法とかの委員会にアピールするということも考えられます。弁護士会の委員会だと、インテンシブにやりたいけれどなかなかできないということがありますから、「委員会レベルで誰かやりませんか。」とアピールするのはありなのかなと思いました。

司会 弁護士会の委員会とは、どういうイメージを持てばいいんでしょう。

澤井 たとえば私が所属している第二東京弁護士会には税法研究会という会があります。弁護士会ごとに同じような会があると聞いています。

鈴木 弁護士会の中の組織としてある場合もあります。たとえば法律ができるときに日弁連に諮問が下りてくる、そして各弁護士会に諮問が下りてきたときに、労働法の分野だと私が所属している労働法制委員会に諮問が下りてきて、議論をして意見を上げる、という役割を果たします。ほかには、判例研究とか、若手をロールプレイで指導するとか、研修の担当とかもやっています。こういうふうに、弁護士会内の労働法の分野の能力をあげていこう、ブラッシュアップしていこう、というのを担当している委員会が結構あって、弁護士会ごとに少しずつ構成は違うんですけど、法科大学院が、それぞ



れの分野で、そことつながることには意味があると思いますね。

澤井 法科大学院で勉強したことや「修了認証」がそういった弁護士会での委員会の中で評価される、というようになるのが、望ましいと思います。法科大学院で勉強して基礎ができていると評価されて委員会でも重宝される、そういうふうにつながっていくといいのかなと思っています。

司会 このプログラムを今後どういう方向に発展させていくかということについて、非常に重要なお示唆をいただいたと思います。

5. 今後の発展可能性は

司会 最後に、こういう法科大学院で弁護士が学び直す制度について、何かご意見はありませんか。

◆リサーチペーパーへの興味

鈴木 ある年にリサーチペーパーを書くだけ、という参加が可能になるようにご検討いただければと思います。授業もそ

うですけど、実務でやっていく中で、いろいろ気づきがあってやりたいと思うものを受け入れてくれるような制度が必要だと思います。

澤井 よく分かります。実際に理論を学んでいくと、何かを書きたいなというのは私も今回受けてみて思いました。ただ問題関心がどこにあるかは、まだ決めきれないので、実務で気になったことや色々な研究会に出て問題意識を固めるのが先決です。その後、固まった問題意識について、書ける状況であれば書いていきたいと思っています。

司会 このモニターを終えて、また委員会活動をされて、これを調べたいということがあれば、ぜひリサーチペーパーを書きにお出でください。そういう意味でリサーチペーパーは、事前にご相談いただいて適切な希望者がいる年は、書きに来ていただけるように運用していこうと思っています。とくに、専門プログラムで演習には出たんだけどリサーチペーパー書くには至らなかったという方が、あとから書きに来るとするのは OK という制度設計にしたいと考えています。

◆法曹以外との交流

楠部 先ほど、直接収入に結びつかなくても人脈ができることもメリットだと申しました。私は今回受けた授業では、学生の中でひとりだけ弁護士で入っているので、先生方と知り合えたのは大きいですが、正直、あまり人脈の広がりを感じることにはないです。そこに弁護士でもい

いですし、できれば企業の方とかが入ってきたりすると、企業の中ではこうだよってという話ができるといいなと思います。そこは広い意味での実務家といいますか、そういう人も一緒だと、人脈も広がって行って、授業に参加する意味も増してくるかなと思います。

司会 私たちも、会社の法務部にお勤めの人などにも、法科大学院の授業に参加していただけるような制度設計を考えているところです。そういう方々を含めた「人脈」というのが有用なことも、よく分かります。

より広く現役の弁護士の先生方にこうして法科大学院で学び直していただくような形は、これから必ず増えていくと思います。慶應義塾大学法科大学院での受け入れ人数もそうですし、ほかの法科大学院も増やしていくと思います。

今日は長時間ありがとうございました。

（本稿は、2014年11月19日に行なわれた座談会の内容を、佐藤の責任でとりまとめたものです。）